

## 1. 基本理念

本市のバリアフリーに関する課題を踏まえて、将来的に、年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが快適に日常生活を送ることができるバリアフリー環境を形成することや、市民一人ひとりが高齢者や障がい者等への理解を深め、相互に助け合うことができる社会が実現することを目指し、バリアフリーマスタープランにおける基本理念を以下のとおり設定します。

ともに助け合い、誰もがいきいきと快適に暮らせる、心地よいまち 秋田市

## 2. 基本方針

課題の解決に向け、より効果的にバリアフリー化を進めるためには、ハード面のみでなく、ソフト面でのバリアフリーについても同時並行で進めることが重要です。

そのため、ハード・ソフトの両方の観点から、バリアフリーマスタープランにおける基本方針を以下のとおり定めます。

### □基本方針1：快適で円滑な移動等が可能な歩行環境、施設環境の形成

誰もが、快適で円滑な移動等が可能になる歩行環境および施設環境を形成するため、高齢者や障がい者等の日常的な利用が考えられる官公庁施設や商業施設、公園等の生活関連施設やその間の生活関連経路を中心に、バリアフリー化を促進します。

### □基本方針2：公共交通の利便性・快適性の向上

市民の移動手段として重要な役割をもつ公共交通については、その利便性・快適性の向上に向けて、鉄道駅等の旅客施設のバリアフリー化を促進するとともに、設備や車両の改良等を促進します。

### □基本方針3：「心のバリアフリー」の普及・啓発活動の推進

高齢者や障がい者等が安心して日常生活や社会生活を送れるよう、市民一人ひとりが高齢者や障がい者等に対して理解を深め、支え合うための「心のバリアフリー」の更なる推進を目指し、教育活動や普及・啓発活動などに取り組みます。

### □基本方針4：多様な関係者間における協議等の継続的な実施

市民、事業者、行政の多様な関係者間において、バリアフリー化に関する課題やニーズを共有し、効果的なバリアフリー化への取組に繋げるため、継続的に多様な関係者間での協議を行います。

## 5. 本市における移動等円滑化の基本理念、基本方針の案について

### 5-1. 基本理念 (案)

本市のバリアフリーに関する課題を踏まえて、将来的に、年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが快適に日常生活を送ることができるバリアフリー環境を形成することや、市民一人ひとりが高齢者や障がい者等への理解を深め、相互に助け合うことができる社会が実現することを目指し、本計画における基本理念を以下のとおり設定します。

ともに助け合い、誰もがいきいきと快適に暮らせる、心地よいまち 秋田市

### 5-2. 基本方針 (案)

基本理念に基づき、バリアフリーに関する課題の解決に向け、以下のとおりバリアフリーマスタープランの基本方針を定めます。

#### □基本方針1：快適で円滑な移動等が可能なバリアフリー環境の形成

誰もが、快適で円滑な移動等が可能になるバリアフリー環境を形成するため、高齢者や障がい者等の日常的な利用が考えられる生活関連施設やその間の生活関連経路を中心に、歩行や施設環境等のバリアフリー化を促進します。

#### □基本方針2：公共交通の利便性・快適性の向上

市民の移動手段として重要な役割をもつ公共交通については、その利便性・快適性の向上に向けて、鉄道駅等の交通結節点のバリアフリー化を促進するとともに、設備や車両等の改良を促進します。

#### □基本方針3：「心のバリアフリー」の普及・啓発活動の推進

高齢者や障がい者等が安心して日常生活や社会生活を送れるよう、市民一人ひとりが高齢者や障がい者等に対して理解を深め、支え合うための「心のバリアフリー」の更なる推進を目指し、教育活動や普及・啓発活動などに取り組みます。

#### □基本方針4：多様な関係者間における協議等の継続的な実施

市民、事業者、行政の多様な関係者間において、バリアフリー化に関する課題やニーズを共有し、効果的なバリアフリー化への取組に繋げるため、継続的に多様な関係者間での協議を行います。